

独立行政法人国立美術館における給付の完了を確認するための検査取扱要項

令和5年3月29日

理事長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立美術館会計規則第26条及び独立行政法人国立美術館競争的資金等取扱規則第18条に基づき、受ける給付の完了の確認をするための検査を行う補助者（以下「検査職員」という。）に関し、必要な事項を定める。

(検査職員)

第2条 本部、国立美術館が設置する美術館及び国立工芸館における検査職員は、次の部署の職員とする。

本部事務局	事務局財務課
本部国立アトリサーチセンター	管理グループ
中間生成物保存活用委託事業事務局	事務局
東京国立近代美術館	運営管理部会計課
国立工芸館	総務課
京都国立近代美術館	総務課
国立映画アーカイブ	総務課
国立西洋美術館	総務課
国立国際美術館	総務課
国立新美術館	総務課

(運用方法)

第3条 検査職員は、検査した後、受領した納品書等に確認日を記入し、署名するものとする。

- 検査職員が、やむを得ない事情があり、納品等のときに検査ができない場合は、直接、発注依頼者等が給付の完了を確認の上、受領した納品書等に確認日の記入及び署名を行い、後日、検査職員が改めて確認する。

附 則

この要項は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年2月13日から施行し、令和7年4月1日から適用する。